

## 議第 2 号議案

### 羽生市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

羽生市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第 5 条 第 3 条第 1 項の規定による欠席が次の事由によるときは、前 2 条の規定は、適用しない。 (1) (略) <u>(2) 出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間</u> <u>(3) (略)</u>	(適用除外) 第 5 条 第 3 条第 1 項の規定による欠席が次の事由によるときは、前 2 条の規定は、適用しない。 (1) (略)  <u>(2) (略)</u>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。